



KAWASAKI CITY

川崎市緑化指針

【2022年（令和4年）2月一部改正】

川崎市

はじめに

私たちの子孫が暮らす21世紀を夢と希望にあふれる豊かな都市社会にしてゆくためには、自然と人との共生する緑豊かな都市環境を創造してゆくことが必要です。

本市では、昭和47年から緑化大作戦を展開し、川崎を代表するふるさとの風景である斜面緑地の保全、特色のある公園緑地の整備、川崎の地域特性を踏まえた工場緑化などを推進するとともに、昭和50年に策定した「川崎市自然環境保全基本計画」の具体化の一環として同年から実施した「緑の回復、公園緑地等の技術指針」により、開発事業等における緑の確保及び育成に努め、市民・事業者の方々とともに大きな成果をあげてまいりました。

しかし、都市化の進行、高齢化社会の進展など私たちを取り巻く社会経済情勢の変化や都市化に対する市民ニーズの多様化など、新たな時代への対応も求められるようになり、平成8年4月「緑の回復、公園緑地等の技術指針」を全面的に見直し、緑化の具体的・技術的なガイドラインとして「川崎市緑化指針」を策定し、運用してまいりましたが、平成12年4月に地方分権と自治との観点から法整備等がなされ、また「川崎市自然環境の保全及び回復育成に関する条例」(昭和48年条例第42号)が「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」として全面改正されたことにより、本指針も改定が行われました。

川崎市は2010(平成22)年を目標年次として、緑の基本計画である「かわさき緑の30プラン」を策定しましたが、2008(平成20)年3月に改定を行い、新たに2017(平成29)年を目標年次とする緑の基本計画に基づき、市民・事業者・行政が協働・連携して、住宅地・事業所・公共公益施設などの緑化を推進してゆくこととしております。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などをきっかけに、これまで以上に災害に強い安全・安心なまちづくりに向けた取り組みが求められており、市街化が進行している本市においては、緑化の推進により防災性向上に寄与するまちづくりを目指していくことが重要であると考えております。

この指針は、市民・事業者・行政が緑化を行うにあたり必要とされる具体的・技術的な事項について、できるだけ分かりやすく、また、活用しやすいようにまとめたものです。

地域の特性を活かした緑を守り、つくり、育てていくためには、市民・事業者・行政が一体となり、協働・連携する取り組みが不可欠です。緑の基本計画に掲げる基本理念「多様な緑が市民をつなぐ 地球環境都市かわさきへ」の実現に向けた取り組みへの参加と御協力をお願いします。

令和4年2月

川崎市 建設緑政局

(平成19年4月一部改正)

(平成9年局名改正)

(平成20年4月一部改正)

(平成11年一部改正)

(平成27年1月一部改正)

(平成12年12月1日改正)

(平成27年10月一部改正)

(平成16年1月1日改正)

(令和4年2月一部改正)

目 次

はじめに

緑化指針の構成

< 総論編 >

I 川崎市緑化指針の目的・位置づけと対象	2
1 策定の目的	2
2 位置づけ	2
3 対象	2
II 緑化及び緑化事業の手順	3
1 緑化の手順と本指針の対応	3
2 緑化事業の手順	4
III 緑の現況と緑化方針	5

< 計画・設計編 >

I 市域緑化の基本的な考え方	7
II 施設ごとの緑化指針	9
1 公園の緑化	9
2 学校の緑化	11
3 公共公益施設の緑化	13
4 道路の緑化	16
5 住宅地の緑化	18
6 事業所の緑化	20
III 緑化の手法	23
1 テーマ別にみた緑化の手法	23
2 部位別にみた緑化の手法	25
IV 緑化樹木の植栽標準	36
1 緑化樹木の規格	36
2 緑化樹種	36
V 自然的環境保全配慮	44
1 自然的環境保全配慮	44
2 対象となる事業	44
3 自然的環境保全配慮事項	45

4 自然的環境保全配慮事項の考え方 47

< 緑化協議編 >

I	緑化協議の目的、対象及び手順	57
1	緑化協議の目的	57
2	対象となる事業と確保すべき緑化面積率	57
3	緑化協議の手順	60
II	緑化協議における技術基準	61
1	植栽基準と計算方法	61
2	緑化地について	63
3	保全される緑地	65
4	多様な緑化手法	66
5	臨海部の特例	70
III	用語の定義と解説	71

< 公園協議編 >

I	事前相談から供用開始までの手続全体の流れ	74
II	公園等の配置基準	76
1	公園等の種類と設置数	76
2	公園等の配置	76
3	敷地の形状、勾配	78
4	道路、隣地との関係	78
III	公園等の設計及び施工指針	80
1	公園	80
2	緑地	89
3	ポケットパーク	90
4	広場公園	90
IV	公園等植栽樹木等標準例（参考資料）	91

< 施工編 >

I	施工の目的と手順	96
1	施工の目的	96
2	施工の手順	96

II 施工の基本的内容	97
1 地域特性から見た施工上の基本的な留意点	97
2 樹木の規格寸法	100
3 挖 取	101
4 植付け（植栽）	101
5 支 柱	103
6 その他の養生	107
III 特殊空間の緑化	108
1 建築物緑化	別冊「屋上緑化等技術指針」
2 法面の緑化	108
< 維持管理編 >	
I 維持管理計画の策定	110
1 維持管理の意図	110
2 維持管理計画	110
II 緑化対象施設別に見た維持管理上の留意点	112
III 維持管理の基本的内容	114
1 剪 定	114
2 除草・清掃	115
3 施 肥	116
4 病害虫防除	118
5 灌 水	120
6 そ の 他	120

参 考 資 料

樹木の防火効果

樹木の防火効果挿入図

緑化樹木一覧

自然的環境保全配慮書における動植物の生息・生育環境についての配慮について

川崎市緑化指針策定調査委員会

緑化指針の構成

- ・本指針は、<総論編><計画・設計編><緑化協議編><公園協議編><施工編><維持管理編>の6編により構成されています。
- ①<総論編>では、緑化計画・設計を行う上で前提となる本指針の目的、位置づけ、対象等について述べています。
- ②<計画・設計編>では、緑化計画の立案・設計を行う上での基本理念について述べるとともに、「公共公益施設」、「事業所」等の施設についてそれぞれの緑化の方針、手法、樹木の植栽標準、自然的環境保全配慮について述べています。
- ③<緑化協議編>では、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき行う緑化協議の目的や対象、手順及び技術基準について述べています。
- ④<公園協議編>では、都市計画法または川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例に基づき設置される公園等について、必要な手続きや配置基準、設計及び施工に係る施工指針について述べています。
- ⑤<施工編>では、植栽工事を行う上での基本的な留意事項について述べるとともに、特殊空間緑化等について述べています。
- ⑥<維持管理編>では、緑の質を高め、維持していく上で欠くことのできない植栽の維持管理に関する基本的な留意事項について述べます。
- ・<計画・設計編><施工編><維持管理編>については、川崎市らしい多様性のある緑化を行う上で全般的に気をつける必要のある事項を述べていますが、必ずしもこれにとどまらず、施設の目的や立地環境に応じた柔軟な対応が望まれます。

< 総 論 編 >

I 川崎市緑化指針の目的・位置づけと対象

<総論編>

1 策定の目的

「川崎市緑化指針」(以下「本指針」と言う。)は、住宅や事業所など施設の設置目的や立地する周囲の環境などの諸条件に応じ、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成する計画及び設計並びにこれらに基づく適切な施工及び維持管理に推進とともに、全市的な緑の水準の向上に寄与することを目的とします。

■ 緑のフローチャート



2 位置づけ

本指針は、「川崎市緑の基本計画（平成20年4月）」、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年12月）」に基づき、市民・事業者・行政が住宅地・事業所・公共公益施設などの設置にともなう緑の保全・創出・育成にあたり必要な具体的・技術的なガイドラインとして位置づけられるものです。

3 対象

- 本指針は、川崎市（以下「本市」と言う。）における全ての緑化事業を対象とします。
- 緑化事業のうち本市との緑化協議の対象となる事業及びその規模は、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第31条及び同条例施行規則第22条のとおりです。

■ 協議対象事業及びその規模

対象事業	規模
共同住宅	事業区域面積が500平方メートル以上で、かつ、計画戸数20戸以上
事業所 (店舗・倉庫・オフィスビル・研究所等)	建築敷地面積1,000平方メートル以上
公共公益施設	建築敷地面積1,000平方メートル以上

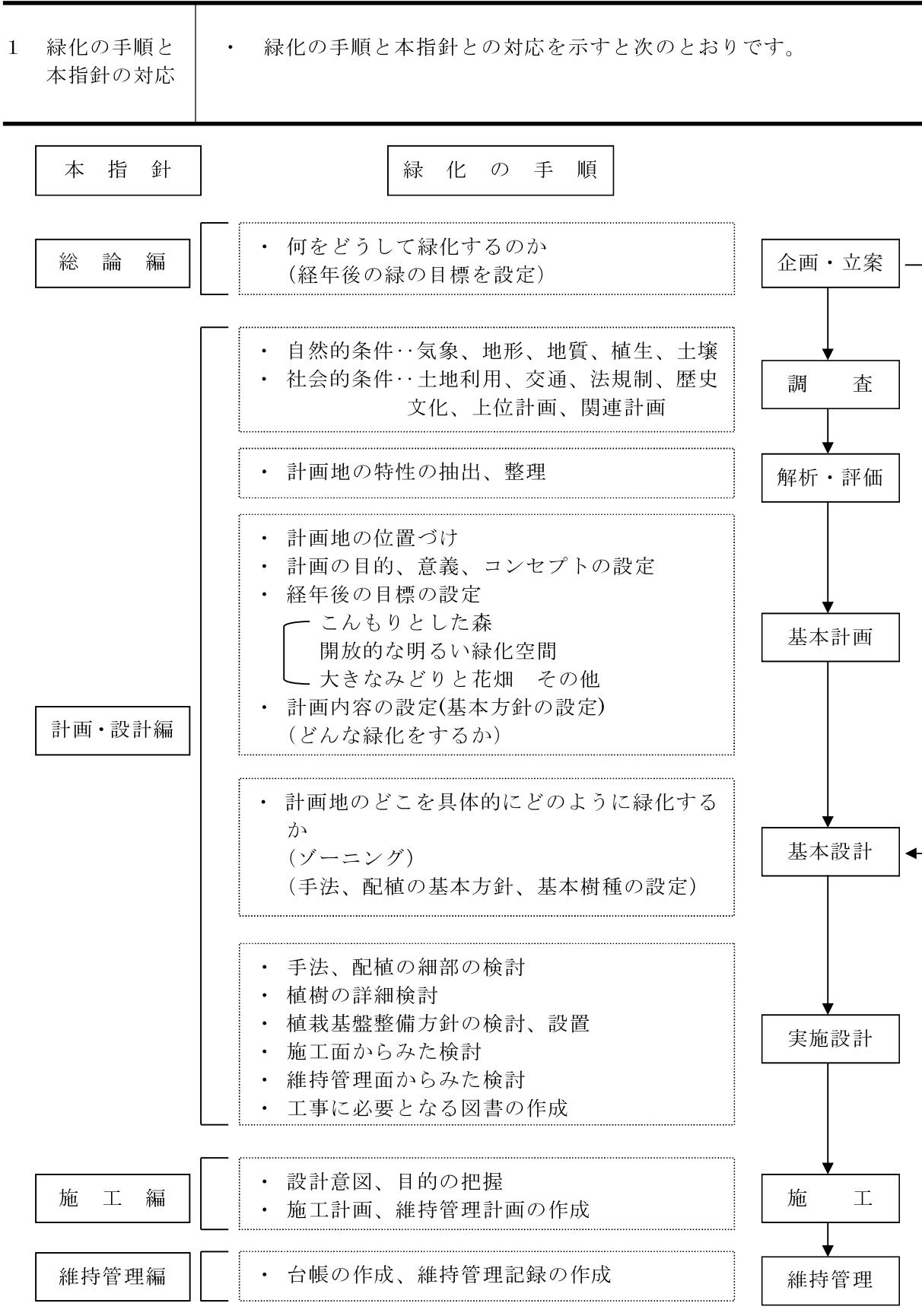
- 関係法制度に係る事業については、従前のとおりとします。

II 緑化及び緑化事業の手順

<総論編>

1 緑化の手順と本指針との対応

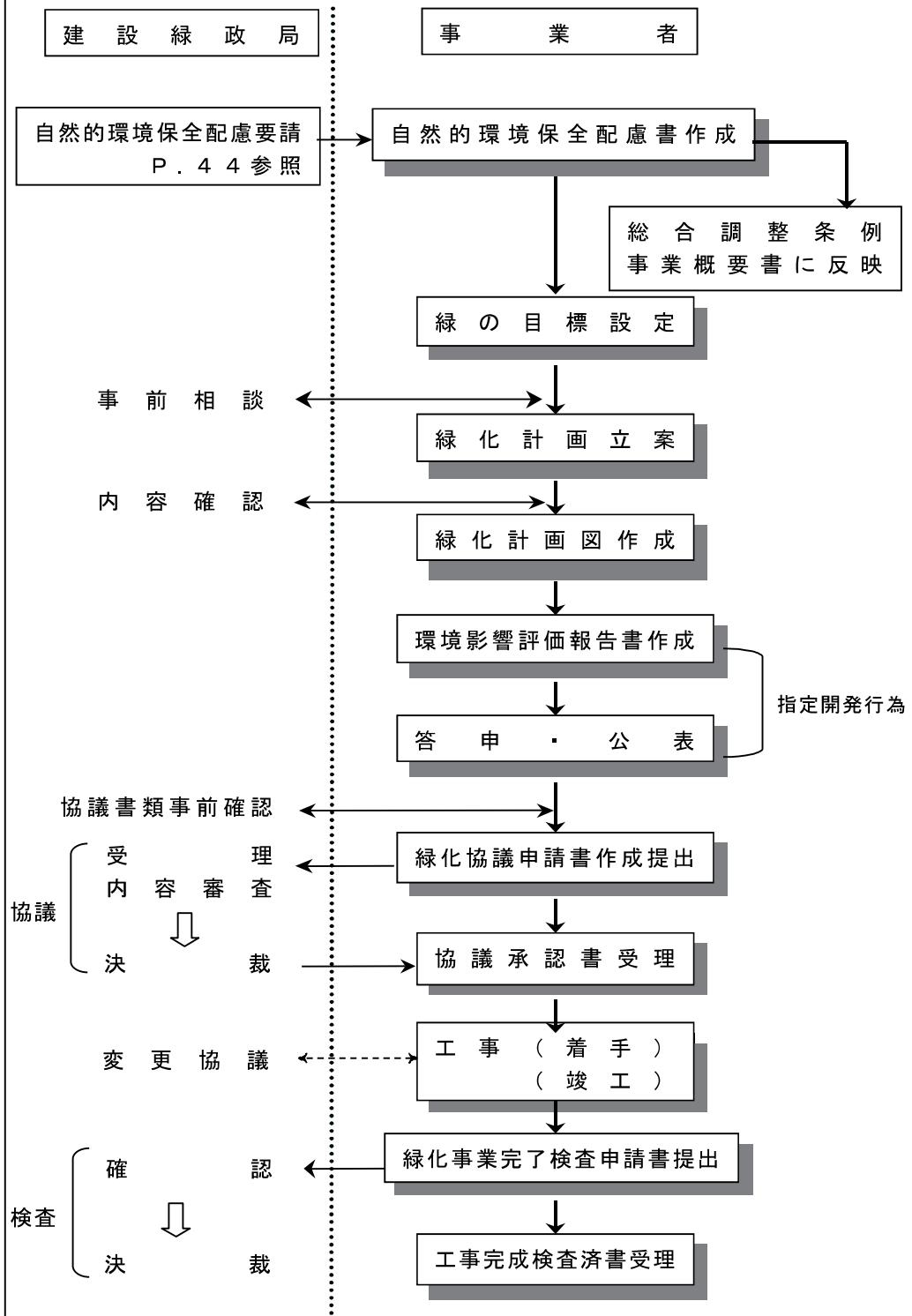
- ・ 緑化の手順と本指針との対応を示すと次のとおりです。



2 緑化事業の手順

- 対象事業者は、次のフローチャートに沿って協議し、事業を行ってください。

■緑化事業のフローチャート



III 緑の現況と緑化方針

<総論編>

都市緑化の課題		多摩丘陵緑化ゾーン	内陸平野緑化ゾーン	臨海緑化ゾーン
緑の量を増やす	・斜面緑地の保全を図る。 ・農地の保全を図る。 ・計画的に整備された住宅の緑を育てる。	・既存住宅地や公共施設の緑を増やす。 ・生垣植栽や大木植栽など視覚面での緑の拡大を図る。 ・残存する農地の保全を図る。 ・屋上緑化など建物緑化により緑を増やす。 ・再開発により緑とオープンスペースを確保する。 ・ペランダ緑化など創意工夫により細かな緑化を進める。 ・公園緑地の整備など緑の空間を増やす。	・既存住宅地や公共施設の緑を増やす。 ・生垣植栽や大木植栽など視覚面での緑の拡大を図る。 ・港湾緑地の整備を推進する。 ・工場の接道部緑化等により視覚面での緑の拡大を図る。	
緑の質を高める	・農と斜面林が一体となつたふるさとの風景の保全と再生を図る。 ・斜面緑地の二次林を維持する。 ・良好な住環境と一体となり、水辺の生物の復活を図るなど、多様な生物の生息・生育可能な環境をつくる。	・農のあるふるさとの風景の保全と再生を図る。 ・住工混在の密集市街地を緑によりうるおいのあるまちにする。 ・ヒートアイランド現象の緩和等都市環境を改善する緑化を進める。 ・都心部等では花と緑により都市景観の向上を図る。 ・公園緑地等の維持管理を充実する。	・ダイナミックな工場群の景観を向上させる緑づくりを行ふ。 ・ファクトリービオトープづくりを進めめる。	
緑の軸を強化する	・農地と周辺の用水や樹林地により生き物をつなぐ導線をつくる。 ・生活の中に溶け込んだ緑づくりを図り、住民と住民をつなぐ緑をつくる。	・水辺を生かして、生き物をつなぐ緑をつくる。 ・主要道路の緑化や河川の緑化により水と緑のネットワークをつくる。 ・大規模工場や都心部などの視点をつなぐ緑をつくる。	・工場の緑と港の緑をつなぐ。 ・臨海部と都心部の緑のネットワークをつくる。	
緑とふれあう	・丘陵地と崖縁の樹林の保全と再生により自然の基盤を強化する。	・多摩川と二ヶ領用水の保全と再生を図る。	・港湾緑地の整備と内陸運河の再生を図る。	
緑をとおして連絡する	・農地を活かし土とふれあいの場をつくる。 ・斜面林という自然の文化とふれあう場をつくる。 ・公園緑地の整備や道路の緑化など緑とふれあう場をつくる。	・公園緑地の整備や道路の緑化など緑とふれあいの場をつくる。 ・農地を活かし土とのふれあいの場をつくる。 ・河川の親水化など水とふれあう場をつくる。	・海と運河に水辺とのふれあいの場をつくる。 ・地域に開かれた工場緑化を進める。	

地域区分	
内陸平野緑化ゾーン	多摩丘陵緑化ゾーン
多摩丘陵緑化ゾーン	内陸平野緑化ゾーン
多摩丘陵緑化ゾーン	内陸平野緑化ゾーン



- 今後の市域緑化を推進する上で、地域性を生かした個性豊かな緑化を行ってください。
- 本誌の地形や土地利用の状況をみると、大きくなっている3つのゾーンに区分されます。
- ゾーンごとの緑化の課題は以下のとおりです。